

定 款

一般社団法人空き家管理士協会

一般社団法人空き家管理士協会

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人空き家管理士協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、空き家や空き地の適正な管理の推進のために、空き家や空き地の管理に関する情報の提供、指導、助言等を行うことにより地域における良好な居住環境を確保すると共に、空き家管理業務の普及、周知により中古住宅の品質向上を目的とする。これを達成するため、次の事業を行う。

1. 民間資格の認定事業
2. 民間資格の付与を受けた者の活動支援
3. 各種情報提供サービス業務及び情報収集サービス業務
4. 空き家、空き地の管理に関する指導及び助言
5. 空き家、空き地の管理に関する調査研究及び研修の実施
6. 空き家、空き地の管理に関する啓発及び広報活動
7. 前各号に附帯関連する一切の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、社員の議決権の3分の2以上の同意を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第9条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第10条 社員総会の招集は、理事の過半数をもってこれを決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第11条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第12条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(員数)

第15条 当法人に理事1名以上を置く。

2 当法人に監事1名以上を置く。

(選任)

第 16 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

(代表理事)

第 17 条 当法人に、代表理事 1 名を置き、理事が複数名いる場合は、社員総会の決議によりこれを定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(任期)

第 18 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第 19 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 20 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 21 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

第 6 章 附 則

(最初の事業年度)

第 22 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 23 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事	山下 裕二、山下 香苗、福原 勝幸、藤岡 一平
設立時代表理事	山下 裕二
設立時監事	山岡 弘輝

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 24 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

香川県観音寺市豊浜町姫浜 3 6 0 番地 1

設立時社員 山下 裕二

香川県観音寺市豊浜町姫浜 3 6 0 番地 1

設立時社員 山下 香苗

石川県七尾市中島町河崎子部 1 番 1 の 2 地

設立時社員 福原 勝幸

愛媛県大洲市大洲 9 6 番地 5

設立時社員 藤岡 一平

香川県丸亀市川西町北 2 2 5 3 番地 2

設立時社員 山岡 弘輝

(法令の準拠)

第 25 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人空き家管理士協会を設立するため、設立時社員山下 裕二、同山下 香苗、同福原 勝幸、同藤岡 一平、同山岡 弘輝の定款作成代理人行政書士中村 真一郎は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成 年 月 日

設立時社員	山下 裕二
設立時社員	山下 香苗
設立時社員	福原 勝幸
設立時社員	藤岡 一平
設立時社員	山岡 弘輝

上記定款作成代理人 行政書士 中村 真一郎
登録番号 第 06261721 号